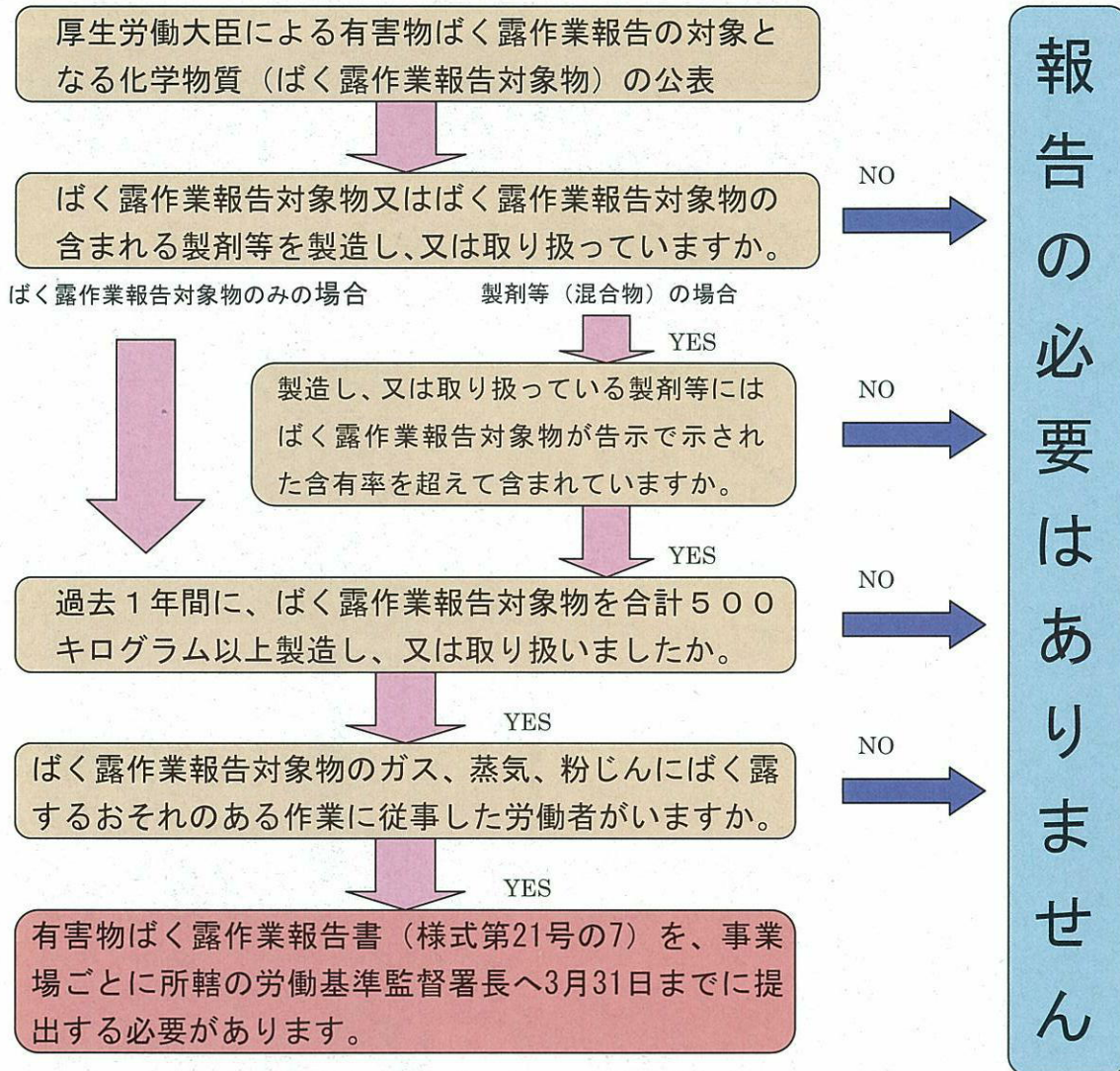


## 有害物ばく露作業報告の進め方



(注)・混合物を製造し、又は取り扱っている場合、その中に含まれているばく露作業報告対象物の量が500キログラム以上になったときに提出する必要があります。

- ・多種類のばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱っている場合には、それぞれの報告対象物ごとに合計量がそれぞれ500キログラム以上となったとき提出する必要があります。

前回の報告対象物、2, 3-エポキシ-1-プロパノール、塩化ベンゾイル、オルト-トルイジン、クレオソート油、1, 2, 3-トリクロロプロパン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、フェニルオキシラン、弗化ビニル及びプロモエチレンの10物質については、告示の改正に伴い、報告の必要がなくなりました。